

GIZPホスティングサービス利用契約約款

株式会社ドヴァ

第1節 総則

(契約約款の適用)

第1条 この「GIZPホスティングサービス利用契約約款」（以下「本約款」という）は、株式会社ドヴァ（以下「当社」という）が提供するGIZPホスティングサービスにおける基本サービスまたはこれに付随するオプションサービスの利用者である法人または個人（以下「契約者」という）に対し適用するものとします。

2 契約者は、契約申込み前に必ず本約款の内容を確認し、契約申込みを行った場合は本約款内容を承諾したものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき、または本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、個別の契約者の合意を得ることなく本約款を変更することができるものとします。

2 当社は、前項の規定により本約款を変更する場合、その効力発生日を定め、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容ならびにその効力発生日をインターネットの利用その他の適切な方法により、効力発生日の相当な期間前までに契約者に周知するものとします。

3 前項に基づく周知が行われ、効力発生日以降に契約者が当社のサービスを利用した場合、または当社の定める期間内に解約の手続きを取らなかった場合には、契約者は変更後の本約款の内容に合意したものとします。

4 第2項の規定による本約款の変更の周知後、契約者がその内容に同意しない場合、契約者は、第24条第1項の規定にかかわらず、変更の効力発生日の前日までに当社に通知することにより、効力発生日をもって本約款を解約することができます。なお、本項に基づく解約について、解約手数料等は発生しないものとします。

(用語の定義)

第3条 本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

【GIZPホスティングサービス】 当社および当社が指定した業者が管理するインターネットに接続されたコンピュータ機器（以下当社サーバという）内に、契約者の電氣的なデータ（以下データという）の保管空間を貸し出すとともに、当社が当社サーバの設定および接続環境を保守・管理し、サーバ機能の利用権を契約者に設定するサービス

【基本サービス】 当社サーバ上に契約者が専有しうるデータ保管空間を提供するととも

に、別途当社の定める方法で通知するサーバ機能の利用権を設定するサービス

【オプションサービス】 基本サービスにより契約者に提供されるデータ保管空間に有償で価値を付加するサービス。オプションサービスにより契約者に専有されるデータ空間が発生する場合、その容量は基本サービスの利用容量に含まれる場合もあります。

【利用契約】 当社から基本サービスまたはこれに付随するオプションサービスの提供を受けるための契約

(GIZPホスティングサービスの種別とその内容)

第4条 GIZPホスティングサービスは、基本サービスとオプションサービスの組み合わせまたは基本サービスのみで提供されます(以下これらの各種別を「サービス種別」という)。また、それぞれの種別ごとに個別の機能を提供するサービス(以下「サービス品目」という)は、基本サービス、オプションサービスなど種別ごとに定めます。

(基本サービスのサービス品目等)

第5条 基本サービスにおいて提供される機能は、次のとおりとします。

【GIZP50ホスティングサービス】 500MBまでのディスクスペースに契約者のデータが保管でき、かつメールアドレスを50個まで登録できる、当社が定める当社サーバの機能の利用権を設定するサービス

【GIZP100ホスティングサービス】 1GBまでのディスクスペースに契約者のデータが保管でき、かつメールアドレスを150個まで登録できる、当社が定める当社サーバの機能の利用権を設定するサービス

2 基本サービスには、次の機能が含まれます。

【CGI】 CGIアプリケーション、そのインストール

【SMTP/POP】 メール通信プロトコル

【FTP】 ファイル転送プロトコル

3 前述の機能については、契約者の制作したスクリプトに対して当社は何ら責任も負わないものとし、当社の責任管理範囲は当社の電源管理のみとなります。また当社サーバ上でCPU負荷の高いスクリプト使用等で当社サービスに影響が生じる場合には、サービスの提供を停止、または制限する場合があります。

(オプションサービスのサービス品目等)

第6条 オプションサービスにおいて提供される機能は、次のとおりとします。

【ディスク容量追加】 基本サービスのディスクスペースに加え、50MB単位でディスクスペースを追加するサービス

【アカウント追加】 基本サービスの登録可能なメールアドレス数に加え、10アカウント単位でメールアドレスを追加するサービス

(提供区域)

第7条 GIZPホスティングサービスの提供区域は、日本国内のすべての地域とします。

第2節 利用契約

(利用契約の単位)

第8条 GIZPホスティングサービスの利用契約は、当社が定めた契約容量を単位として締結します。

(契約者による第三者に対するサービスの提供)

第9条 契約者がGIZPホスティングサービスを用いて、第三者に独自のサービスを行う場合は、当社が別途定める方法により、当社の承諾を得るものとします。この場合、契約者は当該第三者に本約款を遵守させるものとします。

(契約の最低利用期間)

第10条 基本サービスの最低利用期間は1年間とします。なお、オプションサービスの利用期間は基本サービス利用期間中が利用期間となります。

(契約の自動更新)

第10条の2 利用期間が満了する日の1ヶ月前までに、契約者または当社から、相手方に対する書面または当社所定の方法による契約終了の意思表示がない場合、利用契約は最低利用期間満了日の翌日からさらに1年間、同一の条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、経済情勢の変動等により、更新後のサービス料金その他の提供条件を変更することができます。この場合、当社は、利用期間が満了する日の2ヶ月前までに、変更後の内容を契約者に通知するものとし、契約者が期間満了までに契約終了の意思表示を行わなかった場合、契約者は当該変更内容に同意した上で契約が更新されたものとみなします。

(権利譲渡の禁止)

第11条 契約者は、GIZPホスティングサービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を

第三者に譲渡することはできません。

第3節 利用申込等

(利用申込)

第12条 当社は契約申込者が記名押印した当社所定の利用申込書の提出（または当社が別途定める電磁的な方法による申込み）をもって利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に当該利用申込を承諾します。

2 利用申込書の提出にあたっては、当社が指定した第三者による取次を認めます。

(利用契約の成立)

第13条 利用契約は、利用申込に対して、当社がこれを承諾したときに成立します。

(利用申込の受付とGIZPホスティングサービスの開始)

第14条 当社が利用申込を承認した場合、利用者に対してサービス開始日・申込内容を明記したサービス開始の確認書および必要なログインID・パスワードを文書により通知します。利用者はサービス開始日以降、実際のサービス利用の有無にかかわらず、当社の定める方法により利用料金を支払うこととします。ただし、当社の責めに帰すべき事由によりサービスが利用できなかった場合はこの限りではありません。

(承諾しない場合)

第15条 当社は、次の各号に該当する場合には、GIZPホスティングサービス利用の申込を承諾しない場合があります。

- (1) 申込にかかわるサービスの提供または当該サービスにかかわる装置の保守が技術上著しく困難な場合
- (2) GIZPホスティングサービスの申込者が、過去の当社との契約において契約上の義務に違反した事実があるなど、当該申込に係る契約上の義務を履行しないと信じるに足りる客観的かつ合理的な理由がある場合
- (3) GIZPホスティングサービスの申込者が、第19条（サービスの停止）に該当する場合
- (4) GIZPホスティングサービスの契約申込書に虚偽の事実を記載した場合
- (5) その他前各号に準ずる場合で、当社の業務の遂行上、著しい支障があると当社

が合理的な理由に基づき判断した場合

- (6) 申込者が第46条第1項各号に該当し、または同条第2項各号の行為を行い、もしくはそのおそれがあると当社が判断した場合

- 2 前項の規定により、いずれかに該当することが判明した場合、当社はGIZPホスティングサービスの利用申込を拒絶でき、またそれが契約成立後であっても何らの通知または催告をすることなくサービスを停止し利用契約を解除できるものとします。

第4節 契約事項の変更等

(法人契約者の地位の承継)

第16条 契約者である法人が合併その他の理由によりその地位の承継があったときは、合併後存続する法人または合併により設立された法人等は、承継したことを証明する書類を添えて、承継の日から30日以内にその旨を当社に通知するものとします。

- 2 第15条（承諾しない場合）の規定は、前項の場合に準用します。
- 3 前2項の場合において、地位を承継した者が2名以上あるときは、そのうちの1名を当社に対する代表者と定め、併せて書面によりその旨を当社に通知するものとします。これを変更したときも同様とします。
- 4 当社は、前項の規定による通知があるまでの間、その地位を承継した者のうち1名を代表者とみなします。

(個人契約者の地位の承継)

第17条 契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係るGIZPホスティングサービスは終了します。ただし、相続開始の日から2週間を経過する日までに当社に申し出ることにより、相続人（相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継した者で1名に限る）は、引き続き当該契約によるGIZPホスティングサービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は死亡した契約者の当該契約上の地位を承継するものとします。

- 2 第15条（承諾しない場合）の規定は、前項の場合に準用します。

(契約者の氏名等の変更)

第18条 契約者は、その氏名、商号、代表者、住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当社に通知するものとします。

第5節 サービスの停止等

(サービスの停止)

第19条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用契約に基づくGIZPホスティングサービスの提供を何ら事前に通知または催告することなく停止することがあります。

- (1) GIZPホスティングサービスの料金、割増金または遅延損害金等を、支払期日を経過してもなお支払わない場合
- (2) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、本約款に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をした場合
- (4) 第33条（情報の取り扱い）の規定に違反した場合
- (5) 契約者が支払いを停止した場合
- (6) 契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (7) 契約者が第46条の規定に違反した場合、またはその疑いがあると当社が判断した場合

(サービスの中止)

第20条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用規約に基づくGIZPホスティングサービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき
- (2) 当社の電気通信設備にやむをえない障害が発生したとき
- (3) 第21条（通信利用の制限）の規定によるとき
- (4) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりサービスの提供を行うことが困難になったとき。

2 当社は、前項によりサービスの提供を中止するときは、あらかじめその理由、実施期日および実施期間を当社の定める方法で契約者に通知します。ただし、緊急の場合は、この限りではありません。

(通信利用の制限)

第21条 当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする

通信を優先的に取り扱うため、サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。

- 2 GIZPホスティングサービスをご利用の契約者で、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときには、利用を制限することがあります。

(サービスの廃止)

第22条 当社は都合によりGIZPホスティングサービスの提供そのもの、あるいは特定の種別および品目のサービスを廃止することがあります。

- 2 当社は前項の規定によりサービスの廃止をするときは、契約者に対し廃止する2か月前までに書面によりその旨を通知します。
- 3 契約者は第1項のサービスの廃止があったときは、当社に請求することにより、当該廃止に係るサービスに代えて他の種別および品目のサービスを受けることができます。

第6節 契約の解除

(当社が行う利用契約の解除)

第23条 当社は、第19条(サービスの停止)のいずれかに該当する場合、同条に定めるサービスの停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができます。また、当社がサービス改修の実施2か月前までに書面によりその旨を契約者に通知したにもかかわらず契約者が正当な理由なくこれに応じなかった場合も同様とします。

- 2 当社は、前項の規定により利用契約を解除しようとするときは、書面により契約者にその旨を通知します。

(契約者が行う利用契約の中途解約等)

第24条 契約者は、利用契約を中途解約するとき(次項または第3項の規定による場合を除く)は、当社に対し、解約の希望日の1か月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

- 2 契約者は、第20条(サービスの中止)または第21条(通信利用の制限)に定めた事由が生じたことにより、GIZPホスティングサービスを利用することができなくなった場合において、契約者が当該サービスにかかわる契約の目的を達することができないと認めるときは、当該契約を解除することができます。この場合、解除はその通知が当社に到着した日にその効力が生じたものとします。
- 3 第22条(サービスの廃止)第1項の規定により特定の種別のサービスが廃止されたとき(同条第3項の規定により、サービス種別または品目に変更があった場合を除く)、GIZPホスティングサービス契約は、当該廃止日をもって終了するものとします。

第7節 料金等

(料金等)

第25条 GIZPホスティングサービスの料金および関連費用（以下「料金等」といいます）は以下の項目からなります。

- (1) 初期費用：GIZPホスティングサービスの利用申込時に、契約の事務手数料およびサーバの初期設定作業の対価としてお支払いいただく一時的な費用をいいます。
- (2) 月額料金：契約者に、サービスの対価として、月ごとにお支払いいただく費用で、サービス種別ごとに細目があります。

(課金開始日)

第26条 GIZPホスティングサービスの課金開始日は、第13条（利用契約の成立）および第14条（利用申込の受付とサービスの開始）の規定により契約が成立した月の月初からとします。

(契約者の支払い義務)

第27条 契約者は、当社に対し、GIZPホスティングサービスの利用にかかわる前条に規定した月額料金を、サービス種別ごとに当社が定める方法で支払うものとします。

2 第19条（サービスの停止）の規定により、サービスの提供が停止された場合における該当停止期間のサービス料金は、当該サービスがあったものとして取り扱います。

(料金等の請求および支払い)

第28条 当社は、GIZPホスティングサービスの料金等について、以下の各号に定める方法により請求いたします。

- (1) 初期費用：契約成立後速やかに支払期限を定めて請求します。
 - (2) 月額料金：毎月、当社の定める期日までに請求します。
- 2 前各項の定めにより料金等の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法によりその料金等を支払うものとします。

(違約金)

第29条 GIZPホスティングサービス料金等の支払いを正当な理由なく免れた契約者は、そ

の免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額を違約金として支払うものとします。

（遅延損害金）

第30条 契約者は、GIZPホスティングサービスの料金等または違約金の支払いを遅延した場合は、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年率14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として別途支払うものとします。前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

（消費税）

第31条 契約者が当社に対してサービスに関する料金等を支払う場合、支払いを要する額は、当該料金等の額に消費税相当額（消費税法、昭和63年法律第108号および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額）を加算した額とします。

（中途解約時の料金等の清算方法）

第32条 最低利用期間が経過する前に契約が解約された場合（第24条第2項または第3項の規定により解除された場合を除く）、契約者は当社に対し、違約金として、当該解約日から最低利用期間満了日までの残余期間に対応するサービス料金、またはサービス料金の6か月分に相当する額のいずれか低い方の金額を、当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

2 最低利用期間が経過した後に契約が解約された場合（第24条第2項または第3項の規定により解除された場合を除く）におけるGIZPホスティングサービスのサービス料金の額は、当該解約のあった日の属する月の月末までに対応する額とします。契約者はこの額を当社の請求に基づき直ちに支払うものとします。

第8節 情報の取り扱い

（情報の取り扱い）

第33条 契約者は自己のデータ領域（データ保管空間）内でなされたすべての行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2 当社は契約者が登録したデータについては、何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

3 契約者は、自己のデータ領域（データ保管空間）内での紛争等は自己の責任において解決するものとし、当社またはその他の第三者に何らの損害等も与えないこととします。

（契約者のデータの権利）

第34条 契約者が登録したデータの著作権法上の権利は、契約者に帰属するものとし、
ただし、当社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとし、

（契約終了後のデータ等の取り扱い）

第34条の2 本契約が期間満了、解除その他の事由により終了した場合、当社は、サーバ内に残存する契約者の一切のデータを、契約終了日から起算して14日以内に消去するものとし、

2 当社は、前項の措置によって契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとし、
契約者は、契約終了までに、自らの責任において必要なデータのバックアップを行うものとし、

第9節 契約者の義務

（情報の提供）

第35条 契約者は、サービス利用に必要な書類を当社の定める期日にそって提出するものとし、
なお、当該書類の提出にかかる費用は契約者の負担とし、

2 前項の違反に起因し発生した通知の不到達、サービス提供の遅延、その他契約者に生じる不利益について当社は何らの責任を負いません。

（ドメイン名）

第36条 契約者は、サービスの利用において、契約者が正当な使用権利を有するドメイン名を使用するものとし、

2 契約者は、自らの責任と費用負担において、ドメイン名が常時有効な状態であるように維持しなければなりません。

（IDおよびパスワード）

第37条 契約者は、当社より提供の管理者用アカウント、ユーザIDおよびパスワード（以下「ID・パスワード」という）を自らの責任において管理するものとし、ID・パスワ

ードを紛失、漏洩した場合は、速やかに当社に通知するものとします。

- 2 契約者は、ID・パスワードが第三者によって不正に使用された場合には、当社に対してその旨を通知するものとします。
- 3 当社は、ID・パスワードの漏洩および不正使用から生じた如何なる損害についても一切の責任を負わないものとします。
- 4 GIZPホスティングサービス利用におけるセキュリティ確保のため、ID・パスワードの紛失等による再発行には当社は原則応じません。

(バックアップ)

第38条 契約者は、GIZPホスティングサービスが情報の改変、破壊等の危険が内在するインターネット通信網を介したサービスであることを理解した上で、当社サーバ上にて利用する電氣的なデータ等すべてを自らの責任において保管、バックアップするものとします。

- 2 当社はサーバの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて契約者の登録したデータの複写を、サーバの故障・停止などに備えて保管することがあります。
- 3 契約者が電氣的なデータをバックアップしなかったことによって、契約者が登録したデータが消失するなどして契約者が不利益を被った場合でも、当社は何らの責任も負わないものとします。

(禁止事項)

第39条 契約者はGIZPホスティングサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 犯罪行為もしくは犯罪の恐れのある行為
- (3) 当社または第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 当社または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (5) 当社または第三者の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
- (6) リンク先のデータの所有者から承諾を得ずに第三者のデータへリンクを行う行為
- (7) 迷惑メールを送信する行為
- (8) 不正アクセス行為、クラッキング行為、アタック行為、ウィルス発信行為、その他当社または第三者の運用・運営するコンピュータ等に支障を与える行為、またはそのおそれのある行為
- (9) その他、法令定める規定に違反する行為
- (10) GIZPホスティングサービスの運営を妨げ、もしくは当社の信頼を毀損する行為

第10節 雑則

(機密保持)

第40条 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます）を第三者に漏洩しないものとします。

(通信設備等)

第41条 契約者は、自己の費用と責任において、GIZPホスティングサービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネット接続業者との契約その他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し、かつ任意のインターネット接続サービスを經由してGIZPホスティングサービスを利用するものとします。

(接続業者)

第42条 GIZPホスティングサービスを利用するために必要なインターネット接続環境は、当社の適用範囲に準ずるものとします。当社は現在の接続業者以外のサービスを利用した場合に、その差異により起因する諸問題につき、何らの責任も負わないものとします。

(指定ソフトウェア)

第43条 当社は、GIZPホスティングサービスの利用のために適したソフトウェアを指定することがあります。契約者が他のソフトウェアを用いた場合は、当社が提供するサービスを受けられないことがあります。

(免責)

第44条 当社は、本約款の各条項で別途定める場合を除き、GIZPホスティングサービスの利用に起因して契約者または第三者に生じた一切の損害について、その責任を負わないものとします。ただし、当該損害が当社の故意または重過失によるものである場合は、この限りではありません。

(損害賠償)

第45条 契約者が本約款に違反して当社に損害を与えた場合、当社は当該契約者に対して、当社が被った損害の賠償を請求できるものとします。

2 当社の責に帰すべき事由により契約者に損害が生じた場合、当社は、契約者から受領した当該損害が発生した月の利用料金を上限として、その損害を賠償するものとします。ただし、当社に故意または重過失があった場合はこの限りではありません。

(反社会的勢力の排除)

第46条 契約者および当社は、相手方に対し、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という)に該当しないこと、および反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

2 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを確約します。

3 契約者または当社が、前二項の表明・確約に違反した場合には、相手方は、何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。

第11節 その他

(合意管轄裁判所)

第47条 契約者と当社の間で本約款に関する紛争が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、契約者が消費者契約法に定める消費者である場合は、日本の法令で定められた裁判所にも管轄権が認められるものとします。

附 則

1. この約款は、平成19年4月1日に制定し、同日より実施します。
2. 本改定規定は、令和8年3月13日に改定し、同日より施行します。